教育委員会の概要

教育委員及び教育長



教育長 坂 倉 仁 (さかくら ひとし)



委員 金山滋美 (かなやま ますみ)



委員 和 田 孝 (わだ たかし)



委員 星山麻木 (ほしやま あさぎ)



委員 **輿水 かおり** (こしみず かおり)

職名	氏 名	現任期
教 育 長	坂 倉 仁	平成 27. 4. 1~ 平成 30. 3. 31
委 員 (教育長職務代理者)	金山滋美	平成 23. 10. 1~ 平成 27. 9. 30
委 員	和田孝	平成 24. 10. 1~ 平成 28. 9. 30
委 員	星山 麻木	平成 25. 10. 1~ 平成 29. 9. 30
委員	輿水 かおり	平成 27. 4. 1~ 平成 30. 9. 30

歴

歴代教 (教育長									平成 27 4	年6月1日現在
氏		名	3	就任年月日	退任年月日	氏	名	,	就任年月日	退任年月日
坂	本	專	蔵	昭和 25.11.10	昭和 31. 9.30	小峰		审	昭和 49.10. 1	昭和 53. 9.30
今 #	井	亮	夫	25. 11. 10	31. 9.30	小峰		實	53. 10. 1	57. 9.30
H+ 1	111	±∆-\/	6- AD	25. 11. 10	27. 10. 4				35. 12. 20	38. 9.30
助 丿		捨》	(3)	27. 10. 5	31. 9.30	木住野	哲	男	38. 10. 1	42. 9.30
安峭	嶋	嘉	彦	25. 11. 10	27. 10. 4				42. 10. 1	46. 9.30
◎小	峰		實	25. 11. 27	26. 4.29	堀部	慶	¥4	39. 10. 1	43. 9.30
@\J\	畔		貝	26. 5.28	28. 6.22	堀部	燰	治	43. 10. 1	45. 2.28
小里	野	長	_	27. 10. 5	31. 9.30	黒 沢	敬	子	40. 10. 1	44. 9.30
◎岡	沢	吉	夫	28. 7.20	30. 4.29				44. 10. 1	48. 9.30
◎田	辺	留	次郎	30. 5.25	31. 9.30	依 田	忠	定	48. 10. 1	52. 9.30
井」	Ŀ	繁	市	30. 4. 1	31. 9.30				52. 10. 1	56. 9.30
小 ナ	方	吟	司	30. 4. 1	31. 9.30				45. 3.25	47. 9.30
清力	水	泰	明	30. 4. 1	31. 9.30	福原誠一	₩ →	47. 10. 1	51. 9.30	
高标	喬	文	吉	30. 4. 1	31. 9.30		цих		51. 10. 1	55. 9.30
村村	勺	登り	人一	30. 4. 1	31. 9.30				55. 10. 1	59. 9.30
磯『	間	林	蔵	30. 4. 1	31. 9.30				46. 10. 1	50. 9.30
富日	\blacksquare		護	31. 10. 1	32. 9. 9	今 井	信	子	50. 10. 1	54. 9.30
尾屿	倚	知	Ξ	31. 10. 1	32. 5. 9	今 井	П	1	54. 10. 1	58. 9.30
河西	西	重	蔵	31. 10. 1	34. 9.30				58. 10. 1	62. 9.30
佐 菔	蓙	文	甲	31. 10. 1	35. 9.30	大 塚	正	之	56. 10. 1	60. 9.30
<u></u>	啄		77	35. 10. 1	39. 9.30				57. 10. 1	61. 9.30
小	睪	勇	貫	32. 10. 1	33. 9.30	金 岡	秀	友	61.10. 1	2. 9.30
/J' 1=	羊	77	只	33. 10. 1	35. 9.13				2. 10. 1	6. 9.30
井」	Ŀ	郷オ		32. 10. 1	35. 9.13				59. 10. 1	63. 9.30
渡井	井	重	源	34. 10. 1	35. 12. 17	出構		熙	63. 10. 1	4. 9.30
池日	⊞	三国	口里	35. 10. 1	36. 9.30	Ш 1 11		744	4. 10. 1	8. 9.30
1 E F	-11	—⊦	477	36. 10. 1	40. 9.30				8. 10. 1	12. 9.30
				35. 10. 1	37. 9.30	渡邊	福	治	60. 10. 1	63. 10. 11
小 頔	峰		實	37. 10. 1	41. 9.30				62. 10. 1	3. 9.30
\1. h	平		具	41. 10. 1	45. 9.30	村 内	歌	子	3. 10. 1	7. 9.30
				45. 10. 1	49. 9.30				7. 10. 1	11. 9.30

		名	就任年月日	退任年月日
	-		昭和 63.12.13	平成 元. 9.30
中	俊	夫	平成 元.10.1	5. 9.30
			5. 10. 1	9. 9.30
IIQ.	+:17	+	6. 10. 1	10. 9.30
呵	升	百	10. 10. 1	14. 9.30
石	壽	意	9. 10. 1	13. 6.14
橋	美	智子	11.10. 1	15. 9.30
羽		洋	12. 10. 1	15. 3.31
取	龍	藏	13. 10. 1	17. 9.30
			14. 10. 1	18. 9.30
		44.	18. 10. 1	22. 9.30
原		栄	22. 10. 1	26. 9.30
			26. 10. 1	27. 3.31
m>	ni.	4-1	15. 10. 1	16. 9.30
野	助	博	16. 10. 1	20. 9.30
藤	健	児 ^(公)	15. 10. 1	19. 9.30
L	却	*	17. 10. 1	21. 9.30
上	炟	夫	21. 10. 1	25. 9.30
﨑	知	代(公)	19. 10. 1	23. 9.30
Ħ		孝	20. 10. 1	24. 9.30
		,	24. 10. 1	
Щ	滋	美(公)	23. 10. 1	
山	麻	木	25. 10. 1	
	中 崎 石 橋 羽 取 原 野 藤 上 崎 田	中 崎 石 橋 羽 取 原 野 藤 上 崎 田 俊 邦 壽 美 龍 助 健 剋 知	中 崎 石橋羽取 野藤上崎田 食 邦壽美龍 丁月曜日 財健別知 財保別知 財保別知 日 日 日 </td <td>田和 63. 12. 13 中 俊 夫 昭和 63. 12. 13 平成 元. 10. 1 5. 10. 1 6. 10. 1 10. 10. 1 7</td>	田和 63. 12. 13 中 俊 夫 昭和 63. 12. 13 平成 元. 10. 1 5. 10. 1 6. 10. 1 10. 10. 1 7

[※] 昭和31年9月30日までは公選制、昭和31年10月1日以降は任命制による委員

[※] 公選制による委員のうち◎は議会選出委員

[※] 氏名右上に"(公)"とあるのは、市民公募の結果任命された委員

歴代委員長

平成27年6月1日現在

氏	名	就任年月日	退任年月日	備	考
助川	捨次郎	昭和 25.12.1	昭和 26.11.30		
小 峰	實	26. 12. 1	27. 11. 30		
坂 本	團 蔵	27. 12. 1	28. 11. 30		
	亮 夫	28. 12. 1	29. 11. 30		
岡沢	吉 夫	29. 12. 1	30. 4.29		
小 野	長 一	30. 5.27	30. 11. 30		
田辺	留次郎	30. 12. 1	31. 9.30		
尾崎	知 三	31. 10. 1	32. 5. 9		
河 西	重 蔵	32. 5.30	34. 9.30		
佐 藤	文 男	34. 10. 17	35. 9.30		
渡 井	重 源	35. 10. 8	35. 12. 17		
佐 藤	文 男	36. 1.28	37. 2.26		
池 田	三田男	37. 2.27	38. 2.26		
	實	38. 2.28	57. 9.30		
福原	誠一	57. 10. 28	59. 9.30		
今 井	信 子	59. 10. 1	61. 9.30		
金岡	秀 友	61. 10. 1	平成 2. 9.30		
出構	熈	平成 2.10.1	12. 9.30		
岡崎	邦 吉	12. 10. 1	14. 9.30		
中 橋	美智子	14. 10. 1	15. 9.30		
名 取	龍 藏	15. 10. 1	17. 9.30		
小田原	原 榮	17. 10. 3	27. 3.31	27.3.31 をもって委員	員長職を廃止

歴代教育長 ※ (昭和 48. 1.10~昭和 48. 3.15 長澤教育次長が教育長の職務を代理) (平成 24. 3.1~平成 24. 3.31 坂倉学校教育部長が教育長の職務を代理)

			() /// = =	// //	1 人数目前人员 数目人员 网络 三十七五
氏	4	名	就任年月日	退任年月日	備考
稲 森	禎	蔵	昭和 25.12.1	昭和 26. 3.31	
後藤	国	道	26. 4. 1	30. 9.30	
深松	: 留	男	30. 10. 1	30. 10. 9	 助役兼任
- 休 位	· H	77	30. 11. 25	31. 5.15	· 奶饭煮江
野口		彰	30. 10. 10	30. 11. 24	死亡による退任
			31. 5.16	31. 9.30	
佐 藤	慶	雄	31. 10. 1	35. 9.30	
			35. 10. 1	39. 9.30	
			39. 10. 1	43. 9.30	
後藤	聰	_	43. 10. 1	47. 9.30	
			47. 10. 1	48. 1. 9	
			48. 3.16	51. 9.30	
師 岡	春	治	51. 10. 1	55. 9.30	
			55. 10. 1	59. 9.30	
瀬沼	i i	満	59. 10. 1	63. 3.31	
西志村	光	治	63. 4. 1	63. 9.30	
—————————————————————————————————————	ノレ	1口	63. 10. 1	平成 4. 9.30	
田中	ı	博	平成 4.10.1	8. 9.30	
— — Т	•	1-17	8. 10. 1	12. 9.30	

氏 名	就任年月日	退任年月日	備	考
成 田 一 代	平成 12.10. 1	平成 16. 9.30		
石 川 和 昭	16. 10. 1	20. 9.30		
	20. 10. 1	24. 2.29		
	24. 4. 1	24. 9.30		
坂 倉 仁	24. 10. 1	27. 3.31		
	27. 4. 1			

教育委員会の沿革

	—————————————————————————————————————	<u> </u>	
年月日	事項	年月日	事項
昭和23.7.1	教育委員会法 公布	31. 9.25	事務局機構(1室3課1所8係)
25. 6.28	「八王子市教育委員会」設置を臨時市議会にて		庶務課を教育長室に統合、庶務係、調査
	可決		係を置く
25. 11. 10	第一回教育委員選挙(公選)		管理課を新設、管理係、施設係を置く
25. 12. 1	八王子市教育委員会発足		指導課を廃止し教育研究所に統合
	八王子市教育委員会事務局設置規則制定	31. 10. 1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
	教育委員会所管学校等		施行
	小学校 9 分校 1 中学校 6		任命制による教育委員会発足
	高等学校 2 図書館 1	31. 12. 26	
25. 12. 6			八王子市教育委員会傍聴人規則制定
	教育長室		八王子市教育委員会教育長に対する事務委
	管理課-庶務係、調査係、管理係		任規則制定
	学務課-職員係、学務係	32. 6.	教育研究所天神町に移転
	社会教育課-社会教育係、社会体育係	32. 8.31	
	指導室		に関する規則制定
25. 12. 25	八王子市教育委員会の委員の報酬及び費用	33. 6.26	7 77 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	弁償に関する条例制定		社会教育課に指導係を新設
	八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等		同課社会教育係に同課社会体育係を統合
	に関する条例制定	34. 4. 1	
	八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例		教育委員会事務局浅川分室設置
	制定		合併により小学校1、分校2、中学校1校
	八王子市教育委員会表彰規程制定	04.40.4	編入
26. 6.	教育研究所を教育委員会事務局内に設置	34. 10. 1	
20. 10. 31 27. 4. 1	八王子市公立学校非常勤職員規則制定	35. 3.31 35. 5.30	
21. 4. 1	事務局機構(1 室 4 課 8 係) 管理課を庶務課に改称	33, 3, 30	八王十川立子仪の官垤連呂に関りる規則制 定
	指導室を指導課に改称、指導係を新設	37. 3.28	· —
27. 10. 5		37. 3.	元子 市体育相等要員に関する規則問定 完全給食が小学校全校で実施となる
29. 4. 1		37. 4. 1	
	費用弁償に関する条例制定	37. 6.25	
	社会教育委員設置	37. 10. 1	
	市立富士森高等学校を東京都に移管		八王子市公民館処務規則制定
29. 4.19	青年学級開設に関する規則制定		八王子市公民館開館
29. 6. 3	学校給食法 公布	38. 6. 1	Delivery (III)
30. 1.	市立図書館東京都に移管	39. 3.31	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
30. 4. 1			八王子市陵南会館条例制定
	横山・元八王子・恩方・川口・加住・	39. 4.23	事務局機構(1室3課1所9係)
	由井村		社会教育課に青少年対策係を新設
	八王子市教育委員会事務局分室設置等に関	39. 7.23	
	する規則制定	39. 8. 1	
	教育委員会事務局分室設置		教育委員会事務局由木分室設置
	横山・元八王子・恩方・川口・加住・		合併により小学校3、中学校1校編入
	由井分室	40.00	由木会館開館(旧由木村公民館)
	合併により小学校 13、分校 4、中学校 6 校	40. 3.30	
30. 6.	編入 教育研究所大和田町に移転	40. 4. 1	人王子市青少年委員設置 人王子市北八王子体育館条例制定
30. 6. 30. 7. 7	教育研究所入和田町に移転 八王子市文化財専門委員の設置及び報酬並び	40. 5.27	八王十甲北八王十体育朗采例前足 八王子市北八王子体育館条例施行規則制定
30. 1. 1	八王子川文化財専門委員の設直及の報酬业のに費用弁償に関する条例制定	40. 5. 27 40. 5. 31	
	八王子市文化財専門委員設置 (大王子市文化財専門委員設置)	40. 5. 51	九八工丁俗月朗設區 事務局機構(4 課 1 所 10 係)
31. 7. 1	八王子市青少年問題協議会条例制定	-10. 0. 20	教育長室を庶務課に改称
31. 8.24	八王子市青少年問題協議会条例施行規則		学務課に保健係を新設
51. 5.31	制定	41. 6.30	
	100/-	11. 0.00	

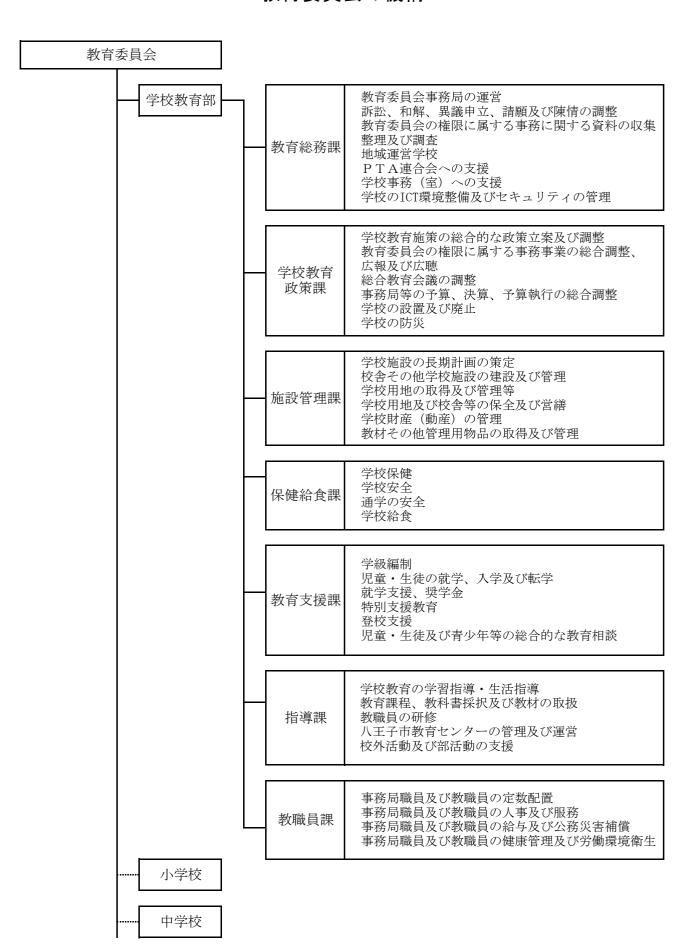
	年月日	事項	年月日	事項
(元子市郷土資料館運営協議会規則制定 八王子市郷土資料館側額 42 4.10 (八王子市場人センター条例制定 大王子市教育委員会等務局和所分室設置 25 6.6 2 (2 条) (2 条	42. 4. 1			管理課管理係を学務課管理係に、管理課
(2 4.10				
(2 4.10 / 工子市線上資料館開館				
42 4 10 人王子市婦介委員会公告式規則制定 教育委員会事務局教育決長制設置 八王子市報合センター条例施行規則制定 八王子市婦人センター処務規則制定 八王子市婦人センター処務規則制定 八王子市婦人センター処務規則制定 八王子市商場人センター処務規則制定 八王子市商が所運動場条例制定 八王子市流が原運動場条例制定 八王子市流が原運動場条例制定 八王子市流が原運動場条例制定 八王子市流が原運動場条例制定 公 8 . 5 八王子市流が原運動場条例制定 小王子市流が原運動場条例を行規則制定 28 . 7 . 1 2 . 7 . 1 . 2 . 7 . 1 . 2 . 2 . 1 . 1 . 2 . 3 . 1 . 1 . 2 . 3 . 1 . 3 . 3 . 3 . 3 . 3 . 3 . 3 . 3			50 6 2	
42. 5. 1 人王子市教育委員会公告式規則制定 教育委員会事務局教育次長制設置 人王子市教育委員会事務局教育次長制設置 人王子市婦人センター条例施行規則制定 人王子市婦人センター運営委員会規則制定 人王子市婦人センター運営委員会規則制定 人王子市婦人センター 開館	42. 4.10		00. 0. 1	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			51. 3.31	
42.6.1		教育委員会事務局教育次長制設置	51. 4. 1	八王子市姫木平少年自然の家条例施行規則
(大王子市婦人センター運営委員会規則制定 八王子市婦小センター機類則制定 八王子市婦人センター開館 (人王子市婦人センター開館 (人王子市教育委員会公印規則制定 八王子市流が原運動場条例制定 八王子市滝が原運動場条例施行規則制定 1、五子市滝が原運動場条例施行規則制定 1、五子市滝が原運動場条例施行規則制定 1、五子市滝が原運動場条例施行規則制定 1、五子市滝が原運動場条例施行規則制定 1、五子市滝が原運動場条例施行規則制定 1、五子市造が原運動場条例施行規則制定 1、五子市造が原運動場条例施行規則制定 1、五子市造が原運動場条例施行規則制定 1、五子市造が原運動場等層 1、五子市立学校の通学区域に関する規則 1、五子市立学校の管理運営に関する主任制度発 1、1、五子市大全教育課育少年対策係を青少年係と改 2、1、1、1、五子市大全教育課育以上、1、五子市大全教育開始 1、1、五子市大学資金支給条例施行規則制定 八王子市市の開発 1、1、五子市大学育委員会教育長事務決裁規程制 1、五子市市大学育委員会教育長事務決裁規程制 1、五子市中田遺跡条例制定 八王子市中田遺跡条例制定 八王子市中田遺跡条例施行規則制定 八王子市中田遺跡条例制定 八王子市社会教育指導員に関する規則制定 2・部を設置 2・部を設置 2・部を設置 2・部を設置 2・部を設置 2・部を設置 2・部を課 2・記を課 2・記を書 2・記を課 2・記を書 2・記				* * * -
(1.4. 6.10 人王子市婦人センター	42. 6. 1			* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
42. 6.10 八王子市線大センター開館 42. 6.16 八王子市教育委員会公印規則制定 42. 6.16 八王子市港方委員会公印規則制定 42. 7. 1 八王子市港ガ原運動場条例制定 八王子市港ガ原運動場条例制定 八王子市造ガ原運動場条例を廃止 八王子市港ガ原運動場条例制定 八王子市造ガ原運動場条例を廃止 42. 8. 5 八王子市港ガ原運動場条例を存起 小5 本育機構(5 課 1 所 12 係) 第務局機構(5 課 1 所 12 係) 学務課保健係及び社会教育課者公教育係から体育課を新設一体育係、保健係、給食係を管理 53. 6. 5 53. 6. 5 第7委員会事務局館分室設置 55. 5. 23 九天子本育館公用廃止 44. 4. 1 在宅心身障害児家庭巡回教育開始 45. 9. 10 八王子市教育委員会教育長事務決裁規程制定 26. 7. 1 九王子市中出遺跡条例制定 45. 9. 30 八王子市中田遺跡条例制定 46. 9. 30 八王子市中田遺跡条例制定 47. 4. 1 八王子市中田遺跡条例制定 47. 4. 1 八王子市教育委員会職員の職名に関する規則制定 人工子市社会教育指導員配置 「大田・ 12 株 八王子市社会教育指導員配置 「大田・ 12 株 八王子市自権青少年の家条例制定 「大田・ 12 株 八王子市自権青少年の家条例施行規則制定 「大田・ 12 株 八王子市自権青少年の家条例施行規則 「大田・ 12 株 47. 4. 1 「大田・ 12 株 八王子市社会教育指導員に関する規則 「大田・ 12 株 八王子市自権青少年の家条例施行規則 「大田・ 12 株 八王子市自権青少年の家条例施行規則 「				
42.6.16 42.7.1 八王子市教育委員会公印規則制定 八王子市滝が原運動場条例制定 八王子市滝が原運動場条例制定 八王子市滝が原運動場条例施行規則制定 事務局機構(5 課 1 所 12 係) 学務課保健係及び社会教育課社会教育係 から体育課を新設一体育係、保健係、給食 係を置く 社会教育課者少年対策係を青少年係と改 称との14 4.7.14 45.9.1 八王子市投資資金支給条例施行規則制定 東浅川交通公園開園 戊王子市中田遺跡条例制定 八王子市中田遺跡条例制定 中田遺跡公園設置(市史跡)由木会館公用廃止 45.9.30 八王子市中田遺跡条例制定 八王子市教育委員会教育長事務決裁規程制定 中田遺跡公園設置(市史跡)由木会館公用廃止 47.4.1 八王子市社会教育指導員に関する規則制定 八王子市社会教育指導員に関する規則制定 八王子市社会教育指導員に関する規則制定 八王子市社会教育指導員に関する規則制定 八王子市社会教育指導員設置 八王子市白樺青少年の家条例制定 八王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 八王子市白樺青少年の家設置	49 G 10		52. 4. 1	
42. 7. 1 ハ王子市滝ガ原運動場条例制定 ハ王子市滝ガ原運動場条例施行規則制定 43. 7. 13 第務局機構 (5 課 1 所 12 係) 学務課保健係及び社会教育課社会教育係 から体育課を新設一体育係、保健係、給食 係を置く 社会教育課青少年対策係を青少年係と改 称 44. 4. 1 45. 9. 1 45. 9. 14 45. 9. 14 45. 9. 14 47. 14 45. 9. 14 47. 14 47. 14 48. 9. 1 47. 4. 1 ハ王子市中田遺跡条例制定 中田遺跡条例制定 ハ王子市中田遺跡条例制定 ハ王子市中田遺跡条例制定 ハ王子市中田遺跡条例制定 ハ王子市中田遺跡条例制定 ハ王子市中田遺跡条例制定 ハ王子市社会教育指導員に関する規則制定 中田遺跡公園設置 (市史跡) 由木会館公用廃止 56. 8. 1 第7. 1 第7. 2 部 を設置 学校教育部 庶務課 一原務係、調査係 施設課 一席務係、調査係 施設課 一席務係、調査係 施設課 一席務係、端養係 第2. 第6. 2 第7. 1 第2. 3 部 第6. 5 第2. 3 10. 1 第6. 5. 23 第6. 6 1 八王子市市少年育成指導員に関する規則 定 ハ王子市市少年育成指導員に関する規則 定 ハ王子市中田遺跡条例制定 ハ王子市中田遺跡条例制定 ハ王子市中出遺跡条例制定 ハ王子市社会教育指導員に関する規則制定 ハ王子市社会教育指導員に関する規則制定 ハ王子市自権青少年の家条例制定 ハ王子市白樺青少年の家条例制定 ハ王子市白樺青少年の家条例制定 ハ王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 ハ王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 ハ王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 ハエ子市白樺青少年の家条例施行規則制定 ハエ子市白樺青少年の家条例施行規則制定 ハエ子市白樺青少年の家発例施行規則制定 ハエ子市白樺青少年の家発例施行規則制定 ハエ子市白樺青少年の家発例施行規則制定 ハエ子市白樺青少年の家設置			52 7 1	
42. 8. 5 43. 7. 13			02. 1. 1	
43. 7.13 事務局機構(5課1所12係) 学務課保健係及び社会教育課社会教育係から体育課を新設一体育係、保健係、給食係を置く社会教育課青少年対策係を青少年係と改称 2 1	12 1		53. 4. 1	
学務課保健係及び社会教育課社会教育係から体育課を新設一体育係、保健係、給食係を置く社会教育課青少年対策係を青少年係と改務 (基本の) (基	42. 8. 5			
から体育課を新設一体育係、保健係、給食係を置く 社会教育課青少年対策係を青少年係と改称	43. 7.13		53. 6. 5	
係を置く 社会教育課青少年対策係を青少年係と改称				
社会教育課青少年対策係を青少年係と改称				
株 在宅心身障害児家庭巡回教育開始 東浅川交通公園開園 56. 7. 1 大王子市奨学資金支給条例施行規則制定 45. 9. 1 人王子市教育委員会教育長事務決裁規程制 定 人王子市中田遺跡条例制定 人王子市中田遺跡条例施行規則制定 中田遺跡公園設置 (市史跡) 由木会館公用廃止 人王子市教育委員会職員の職名に関する規則制定 人王子市社会教育指導員に関する規則制定 人王子市社会教育指導員設置 人王子市自樺青少年の家条例施行規則制定 人王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 人工子市白樺青少年の家条例施行規則制定 人工子市白樺青少年の家条例施行規則制定 人工子市白樺青少年の家条例施行規則制定 人工子市白樺青少年の家条例施行規則制定 人工工子市白樺青少年の家教優 体育課保健係、給食係 体育課保健係、給食係 体育課保健係、給食係 体育課保健係、給食係 体育課保健係、給食係 体育課保健係、給食係 体育課保健係、給食係 人工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工			56. 6. 1	
44. 4. 1 在宅心身障害児家庭巡回教育開始 東浅川交通公園開園			EG 7 1	/E
44. 7.14東浅川交通公園開園56. 8. 1事務局機構(2部7課1所1館18係) 次長制度を廃止し、学校教育、社会教育 2部を設置 学校教育部45. 9. 14八王子市教育委員会教育長事務決裁規程制 定大王子市中田遺跡条例制定 八王子市中田遺跡条例施行規則制定 中田遺跡公園設置(市史跡) 由木会館公用廃止施設第一庶務保、調査係 施設第一條を事業係、営繕係に、施第二係を用地係に改組 第二係を用地係に改組 学務課一庶務係、学事係、心身障害教係、契約管理係 学務保を庶務係、学事係、心身障害教育に関する規則制定 八王子市社会教育指導員設置 八王子市白樺青少年の家条例制定学務保を庶務係、学事係、心身障害有係に、管理係を契約管理係に改組 教職員課一人事係、給身係 保健給食課一保健係、給食係 体育課保健係、給食係47. 6. 1八王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 八王子市白樺青少年の家設置人事係、給食係 保健給食課一保健係、給食係 体育課保健係、給食係	44 4 1	13	50. 7. 1	
45. 9. 1 人王子市奨学資金支給条例施行規則制定			56, 8, 1	~ -
定 八王子市中田遺跡条例制定 八王子市中田遺跡条例制定 八王子市中田遺跡条例施行規則制定 中田遺跡公園設置 (市史跡) 由木会館公用廃止 47. 4. 1 八王子市教育委員会職員の職名に関する規 則制定 八王子市社会教育指導員に関する規則制定 八王子市社会教育指導員設置 八王子市自樺青少年の家条例制定 八王子市自樺青少年の家条例施行規則制定 八王子市自樺青少年の家条例施行規則制定 八王子市自樺青少年の家設置 年初、公身障害 育係に、管理係を契約管理係 安務係を庶務係、学事係、心身障害 育係に、管理係を契約管理係に改組 教職員課一人事係、給与係 保健給食課一保健係、給食係 本育課保健係、給食係 体育課保健係、給食係				次長制度を廃止し、学校教育、社会教育の
45. 9.30 八王子市中田遺跡条例制定 ハ王子市中田遺跡条例施行規則制定 中田遺跡公園設置(市史跡) 由木会館公用廃止 47. 4. 1 八王子市教育委員会職員の職名に関する規則制定 ハ王子市社会教育指導員に関する規則制定 ハ王子市社会教育指導員設置 ハ王子市白樺青少年の家条例制定 ハ王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 ハ王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 ハ王子市白樺青少年の家設置 広務課 - 庶務係、調査係 施設第一係を事業係、営繕係に、施第二係を用地係に改組 学務課 - 庶務係、学事係、心身障害教係、契約管理係 学務係を庶務係、学事係、心身障害育係に、管理係を契約管理係に改組 教職員課ー人事係、給与係 保健給食課ー保健係、給食係 体育課保健係、給食係 体育課保健係、給食係 体育課保健係、給食係から改組	45. 9.14	八王子市教育委員会教育長事務決裁規程制		
(人王子市中田遺跡条例施行規則制定中田遺跡公園設置(市史跡)由木会館公用廃止施設第一係を事業係、営繕係に、施第二係を用地係に改組第二係を用地係に改組第二条を用地係に改組第二条を用地係に改組第二条を開制をは、対王子市教育委員会職員の職名に関する規則制定以王子市社会教育指導員に関する規則制定以王子市社会教育指導員設置以王子市白樺青少年の家条例制定学務保を庶務係、学事係、心身障害育係に、管理係を契約管理係に改組教職員課一人事係、給与係以王子市白樺青少年の家条例施行規則制定以王子市白樺青少年の家設置47.6.1八王子市白樺青少年の家条例施行規則制定以王子市白樺青少年の家設置大王子市白樺青少年の家設置		• -		
中田遺跡公園設置(市史跡) 由木会館公用廃止 47. 4. 1 八王子市教育委員会職員の職名に関する規 則制定 八王子市社会教育指導員に関する規則制定 八王子市社会教育指導員設置 八王子市白樺青少年の家条例制定 八王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 八王子市白樺青少年の家設置	45. 9.30			
由木会館公用廃止				
47. 4. 1 八王子市教育委員会職員の職名に関する規則制定 八王子市社会教育指導員に関する規則制定 八王子市社会教育指導員設置 八王子市白樺青少年の家条例制定 47. 6. 1 八王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 八王子市白樺青少年の家設置 グ務課ー庶務係、学事係、心身障害教係、契約管理係 学務係を庶務係、学事係、心身障害育係に、管理係を契約管理係に改組教職員課一人事係、給与係保健給食課一保健係、給食係から改組				
則制定 八王子市社会教育指導員に関する規則制定 八王子市社会教育指導員設置 八王子市白樺青少年の家条例制定 八王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 八王子市白樺青少年の家設置 (八王子市白樺青少年の家設置 (八王子市白樺青少年の家設置 (八王子市白樺青少年の家設置 (八王子市白樺青少年の家設置 (八王子市白樺青少年の家設置 (八王子市白樺青少年の家設置	47 4 1			
八王子市社会教育指導員に関する規則制定 八王子市社会教育指導員設置 八王子市白樺青少年の家条例制定 八王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 八王子市白樺青少年の家設置学務係を庶務係、学事係、心身障害育係に、管理係を契約管理係に改組教職員課一人事係、給与係保健給食課一保健係、給食係体育課保健係、給食係から改組	11. 1. 1			
人王子市白樺青少年の家条例制定教職員課一人事係、給与係47. 6. 1八王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 八王子市白樺青少年の家設置保健給食課ー保健係、給食係 体育課保健係、給食係から改組				学務係を庶務係、学事係、心身障害教
47. 6. 1 八王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 八王子市白樺青少年の家設置 保健給食課-保健係、給食係 体育課保健係、給食係から改組		八王子市社会教育指導員設置		育係に、管理係を契約管理係に改組
八王子市白樺青少年の家設置 体育課保健係、給食係から改組				
	47. 6. 1			
	40 0 1			
48. 11. 5 市立移動図書館車運行開始 教育研究所	48. 6. 1 48.11. 5			保健給食課新設 <u>教育研究所</u>
49. 9. 20 八王子市民体育館条例制定 社会教育部				
49. 9. 30 八王子市民体育館条例施行規則制定 社会教育課一社会教育係、青少年係、				
八王子市民体育館運営協議会規則制定 文化財係				
				社会教育係を社会教育係と文化財係に
八王子市教育センター条例制定 改組、指導係廃止				
八王子市教育センター条例施行規則制定 体育課一体育係、施設係				
八王子市教育センター処務規則制定施設係新設施設係新設	40 40 40			
49. 10. 12 八王子市民体育館開館 図書館 図書館 10. 11. 12 八王子市民体育館開館 図書館 10. 11. 12 八王子市民体育館開館 10. 11. 12 八王子市教育大学名一開館 10. 12 12 東沙川方通公園を環境郊方通宏会調に移			EO 4 1	
49. 11. 12八王子市教育センター開館59. 4. 1東浅川交通公園を環境部交通安全課に移50. 1. 11事務局機構(6課1所14係)59. 12. 28八王子市中央図書館条例制定				東浅川交通公園を環境部交通安全課に移管
30.1.11 事務 高機構(6 味 1 方)14 味 7	ov. 1.11		03. 14. 40	
課に改組				

年月日	事項	年月日	事項
_	八王子市中央図書館協議会条例施行規則	8. 7. 1	教育委員会事務局南大沢分室を設置
	制定	8. 9.30	八王子市中央図書館協議会条例廃止
00 1 07	八王子市中央図書館処務規則制定	8. 10. 1	八王子市中央図書館協議会条例施行規則を
60. 1.27			八王子市図書館協議会規則に改称
	図書館を事務局から除き教育機関とする 八王子市中央図書館開館		八王子市中央図書館条例を八王子市図書館 条例に改称
60. 6.21	八王子川中央図書館開館 八王子市滝ガ原運動場条例を八王子市運動		米例に以外 八王子市中央図書館条例施行規則を八王子市
00. 0.21	バエナ中縄ガが建動物米例をバエナ中運動 場条例に改称		八工丁中午公青昭末内施刊焼炉を八工丁中 図書館条例施行規則に改称
60. 8.15			八王子市中央図書館処務規則を八王子市図書
60. 10. 1			館処務規則に改称
00.10. 1	更		八王子市南大沢公民館開館
	八王子市奨学資金支給条例施行規則		八王子市南大沢図書館開館
	八王子市奨学審議会規則	8.11. 1	八王子市白樺青少年の家条例廃止
	八王子市婦人センター条例施行規則		八王子市白樺青少年の家条例施行規則廃止
	八王子市婦人センター運営委員会規則		八王子市白樺青少年の家閉館
61. 3.31		9. 4. 1	八王子市川口公民館開館
	に費用弁償に関する条例を八王子市社会教		八王子市川口図書館開館
	育委員の設置に関する条例に改称		八王子市立学校の学童擁護員制度を廃止
63. 12. 27	八王子市こども科学館条例制定	9. 10. 10	八王子市上柚木公園陸上競技場開設
	八王子市こども科学館条例施行規則制定	10. 4. 1	八王子市立学校適正配置等審議会条例制定
	八王子市こども科学館運営協議会規則制定		八王子市立学校適正配置等審議会条例施行
ਯ# = 1.90	八王子市こども科学館処務規則制定 改元に伴う関係規則の整理に関する規則	11 4 20	規則制定
平成元. 1.26	改元に伴り関係規則の登理に関する規則 制定	11. 4.30 11. 7. 5	八王子市立学校事案決定規程制定 八王子市婦人センターを市長部局へ移管
元. 1.28	両足 八王子市こども科学館開館	11. 7. 5	八王子市婦人センター処務規則廃止
元. 12.26	- 八工子市ことも行子時所時 - 八王子市絹の道資料館条例制定		教育委員会事務局八王子駅前分室設置
2. 2.13		11, 10, 1	
2. 3. 1	八王子市絹の道資料館条例施行規則制定	11.10. 1	名称変更)
2. 3. 4	八王子市絹の道資料館開館		八王子市公民館横山分館閉館(市民集会所へ)
2. 7. 5	八王子市教育委員会の権限に属する事務の		
	補助執行に関する規則制定		八王子市生涯学習センター図書館開館
2. 7. 9		12. 4. 1	
	施設課-施設係、営繕係		学校教育部の教職員課・教育研究所を改組
	事業係、用地係を施設係に改組		し、指導室を設置
	体育課ー施設係を運動施設係に改称		社会教育部社会教育課文化財係を廃止し、
0.0.1	公民館-事業係、庶務係を廃止		一部事務を除き郷土資料館へ統合
2. 9. 1			指導室-指導係、人事係、給与係
3. 3. 1	敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関す る規則制定		社会教育課-社会教育係、青少年係 八王子市市立学校教職員服務規程制定
4. 3.31	つ 祝知前だ 八王子市青少年育成指導員に関する規則廃止		八工丁市市立子仪教職員服務規程前に 八王子市教育委員会事務局分室設置等に関
5. 7.18			大工」 中教育委員会事物 周万里 版置 寺に 関
o10	例に改称		八王子市教育委員会事務局分室長処理事項
	八王子市民体育館条例施行規則を八王子市		規程廃止
	体育館条例施行規則に改称		八王子市教育委員会の権限に属する事務の
	八王子市民体育館運営協議会規則を八王子		補助執行に関する規則制定
	市体育館運営協議会規則に改称		青年学級開設に関する規則廃止
	八王子市民体育館処務規則を八王子市体育	12.10. 1	八王子市上柚木公園野球場開設
	館処務規則に改称	12. 10. 25	八王子市立学校内余裕教室の試行開放を開始
	八王子市甲の原体育館開館	13. 4. 1	学校インターンシップを実施
6. 4. 1		13. 6. 1	八王子市上柚木公園テニスコート開設
6. 8. 1		13. 7.23	事務局機構(2部5課1室2係)
	施行規則制定		施設課、学務課、保健給食課を廃止し、財務
7. 4. 1			課、学事課を新設。体育課を除く事務局
8. 4. 1	八王子市教育委員会請願処理規則制定八王子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の		4課1室で主査制を導入 学校教育部
	八王子中教育委員会聰聞及び开明の機会の 付与に関する規則制定		子仪教育部 庶務課-庶務係、調査係を廃止
8. 4.30			原務課 財務課
0. 4.30	心刀744上十自王闭與		州 加林

年月日	事	項	年月日	事項
-	学事課			オープン(市民プール跡地の民設民営施設)
	指導室-指導係、人事係、	給与係を廃止	18. 7. 1	中央図書館北野分室開室
	社会教育部		19. 2. 7	八王子市立学校における学校運営協議会の
	社会教育課一社会教育係、青生	少年係を廃止		設置等に関する規則制定
13. 12. 10	八王子市教育委員会ホームペ	ージの開設	19. 7. 1	八王子市学習支援委員に関する規則制定
14. 4. 1	八王子市姫木平少年自然の家	条例を八王子市姫木	19. 3.31	八王子市社会教育委員の設置に関する条例
	平自然の家条例に改称			廃止
	八王子市教育委員会教育目標	を全面改定	19. 4. 1	八王子市公民館条例廃止
14. 4. 3	相模原市との図書館相互利用	開始		生涯学習関連の審議会等の統廃合を実施
14. 4.17	滝ガ原運動場管理棟の竣工			八王子市生涯学習審議会条例制定
15. 4.21	ジュニアマイスタースクー	-ル(仮称)構造改革		八王子市スポーツ振興審議会条例制定
	特区認定される			八王子市博物館協議会条例制定
15. 5. 1	クリエイトホール及び学園	園都市センターの		八王子市生涯学習センター条例改正
	通年開館			八王子市図書館条例改正
	八王子市立小学校及び中学	校の指定に関する		八王子市こども科学館条例改正
	規則制定			八王子市郷土資料館条例改正
15. 6. 1		委任に関する規則		八王子市体育館条例改正
	設定			東浅川小学校、第六中学校、宮上中学校に
	八王子市教育委員会教育長	に対する事務委任		学校運営協議会を設置
	規則廃止		19. 6.30	
	八王子市教育委員会事案決定			八王子市社会教育委員の設置に関する条例
15. 8.11	八王子市立学校の通学区域	に関する規則廃止		施行規則廃止
				八王子市こども科学館運営協議会規則廃止
15. 8.18	八王子市教育センター処務			八王子市図書館協議会規則廃止
	民館処務規則、八王子市郷土	- 資料館処務規則		八王子市体育館運営協議会規則廃止
	廃止	S. Lari		八王子市郷土資料館運営協議会規則廃止
	事務局機構(2部1室7課)			八王子市青少年委員に関する規則廃止
	学校教育部庶務課を教育総		19. 7. 1	生涯学習センターの施設を統合
	施設整備課に改称、教育セ	ンターを指導室に		生涯学習センター南大沢分館・生涯学習
	統合	9 water) = 34.44 41		センター川口分館に改称
	社会教育部を、生涯学習スオ			八王子市生涯学習審議会、八王子市博物館
	会教育課を廃止し、生涯学			協議会、スポーツ振興審議会、八王子市学
	一部事務を除く社会教育課	と推進課の生徒子	10 10 00	習支援委員を設置
	習担当を統合 学習支援課を設置、生涯学	図み シカ ・ 由由	19. 10. 28	町田市との図書館相互利用を開始 こども科学館のプラネタリウム機を更新
	子首又抜麻を設直、生佐子1 南大沢、川口公民館を統合	育セングー、中央、 	20. 3.23 20. 4. 1	ことも科子明のブラネタリリム機を更利 陶鎔小学校、浅川小学校、元八王子中学校、
	体育課をスポーツ振興課に改	<i>\$/</i> -	20. 4. 1	「一個新年代、後川小子代、九八王丁甲子代、 城山中学校に学校運営協議会を設置
	市民体育館、甲の原体育館を体			数頭を廃し副校長を設け、また、主幹教諭
	社会教育課文化財担当と			教頭を廃し間仪及を取り、よた、主幹教諭 を設けた
	し、文化財課を設置	W 工 貝 付 邸 で Mu ロ		京王線沿線7市(八王子市、府中市、調布
	中央、生涯学習センター、南			市、町田市、日野市、多摩市、稲城市)で
	館を図書館に統合	NW MATERIA		図書館相互利用開始
15. 9. 10	市立移動図書館車運行終了			生涯学習センター南大沢分館・生涯学習セ
15. 10. 1	教育委員の市民公募制を導入			ンター川口分館の開館日の拡充
15. 11. 1	相模湖町・藤野町との図書館		20. 8. 1	あきる野市との図書館相互利用開始
10.11.1	町はのちに相模原市と合併)		21. 4. 1	
16. 1.13	高尾山学園プレ開校		=1, 1, 1	柚木小学校、第一中学校、陵南中学校に学
16. 4. 1	高尾山学園小学部・中学部開	校		校運営協議会を設置
10. 2. 1	緑が丘小学校開校			八王子市立学校の管理運営に関する規則を
	松が谷小学校・三本松小学校	の統合		改正し、みなみ野小学校及びみなみ野中学
17. 3.31	八王子市陵南会館条例廃止			校を小中一貫校、八王子市立みなみ野小中
	八王子市陵南会館条例施行	規則廃止		学校として開校
17. 4. 1	副校長制の呼称を設定し、		21. 4.	市立中学校において、「弁当併用デリバ
	管理運営に関する規則を改正		•	リーランチ方式」による中学校給食を開始
17. 11. 28	地域安全指導員(スクール		22. 2. 24	八王子市教育振興基本計画「ゆめおり教育
	の学校巡回を開始			プラン」策定
18. 3.25	富士森公園クーバー・フッ	・トボールパークを	22. 4. 1	事務局機構(2部8課)

年	月日	事項	年月日	事項
	23. 4. 1		27. 4. 1	の改正に伴い教育委員会制度を刷新 八王子市教育委員会教育長の勤務時間、休 日、休暇等及び職務に専念する義務の特例 に関する条例制定
		生涯学習スポーツ部に国体推進室を設置 八王子市私立高等学校入学資金助成条例廃止 長房小学校、柏木小学校、南大沢小学校、 松木小学校、長池小学校、南大沢中学校に 学校運営協議会を設置 八王子市立学校の管理運営に関する規則を 改正し、館小学校及び館中学校を小中一貫 校、八王子市立館小中学校として開校 戸吹最終処分場跡地に戸吹スポーツ公園を オープン		緑が丘小学校、長沼小学校、由木西小学校、 椚田中学校、高尾山学園小学部・中学部に 学校運営協議会を設置
	24. 4. 1	由木中学校に学校運営協議会を設置 八王子市立学校の管理運営に関する規則を 改正し、第六小学校及び第三中学校を小中一 貫校、八王子市立いずみの森小中学校として 開校		
	24. 10. 20	八王子市国史跡八王子城跡ガイダンス施設条 例制定 八王子市国史跡八王子城跡ガイダンス施設開 館		
	25. 4. 1			
	25. 8.26	事務局機構(3部1室12課5館) 学校教育部を4課体制から7課体制に、生涯 学習スポーツ部を4課1室体制から国体推進 室を時限の部として独立させ、5課1館体制に 改める 新たに図書館部を設置 統括指導主事を部に置くことに改める		
	26. 2.26			
	26. 3.20			
	26. 3.31			
	26. 4. 1	第五小学校、清水小学校、宇津木台小学校、 弐分方小学校、由井第三小学校、横山中学校、 川口中学校に学校運営協議会を設置		
	26. 10. 1	エスフォルタアリーナ八王子 (八王子市総合 体育館) をオープン		
	27. 2.25			
	27. 3.10			
	27. 3.23			
	27. 3.26			
	27. 3.30			
	27. 3.31	八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費		

教育委員会の機構



l		
生涯学習 スポーツ部	生涯学習 政策課	生涯学習及び社会教育の振興に関わる総合的な政策立案・施策の推進 生涯学習審議会、学習支援委員、社会教育関係団体の育成 社会教育の広報活動及び調整 青少年教育の推進 放課後子ども総合プラン(放課後子ども教室)
	スポーツ 振興課	スポーツ及びレクリエーションに係る企画、 調整及び施策の推進 スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員 スポーツ及びレクリエーション団体の活動支援
	スポーツ 施設管理課	運動場の管理及び運営 公園内運動施設の管理及び運営 陵南プールの管理及び運営 体育館の管理及び運営 公共用地及び事業所体育施設の開放
	学習支援課	生涯学習活動の支援 生涯学習情報の収集及び提供 生涯学習相談 生涯学習事業の実施 生涯学習センターの管理及び運営
	文化財課	文化財の保護・調査 文化財の保存整備 文化財保護審議会、博物館協議会 文化財の許認可 郷土資料館及び文化財施設の管理及び運営
	こども — 科学館	こども科学館の管理及び運営
図書館部	中央図書館	図書館事業の総合的な企画及び調整 中央図書館の管理及び運営
	生涯学習 センター 図書館	生涯学習センター図書館の管理及び運営
	南大沢図書館	南大沢図書館の管理及び運営
	川口図書館	川口図書館の管理及び運営

(平成27年4月現在)

教育定例会開催状況 (平成26年度)

教育委員会開催回数 20回 (定例会 20回 臨時会 0回)

事 項 別 審 議 状 況 _____

		市議会提出議案の審議	規則等の制定・改正	各種委員の委嘱等	教育財産の用途廃止	事務局等職員人事	教職員人事	教育委員会表彰	その他	小計	選挙	審查請求	請願	協議事項	報告事項	合 計
第1回	4/9		1	2		1				4					3	7
第2回	4/23		1	1					1	3					3	6
第3回	5/7			1						1					5	6
第4回	5/21							1	2	3					3	6
第5回	6/18						2			2					5	7
第6回	7/9									0					7	7
第7回	7/23			1			1			2				1	3	6
第8回	8/6	2							1	3				1		4
第9回	8/20								2	2				1		3
第10回	9/3						1		1	2					5	7
第11回	10/1						1			1	1					2
第12回	10/22	2		1			3		1	7				1	6	14
第13回	11/12	1					1	1		3				3	1	7
第14回	11/26	1					3			4				1	5	10
第15回	12/10	1		1			1			3				2	7	12
第16回	1/14					1	3			4				1	7	12
第17回	1/28	3		2		1			1	7					7	14
第18回	2/12	4					1		2	7					3	10
第19回	2/25							1	3	4				2	1	7
第20回	3/26		11	1			5	1	5	23					7	30
		14	13	10	0	3	22	4	19	85	1	0	0	13	78	177

各種審議会等

平成27年4月現在

 名 称	目 的	委員数	委員の構成	任 期
奨 学 審 議 会	奨学生の選考その他奨学金支給事業の 円滑かつ適正な運営。 (昭和60年 9月30日 規則第34号)	13 (13)	市議会議員7市立中学校長1都立高等学校長1私立高等学校長1商工業関連団体を代表する者2市内中学校の生徒の保護者1	2
就学相談調整会議	特別な支援が必要と思われる児童・生徒に適切な教育を保障するため、会議を開催する。 (平成27年4月1日 要綱)	133	特別支援学級設置校の校長及び 教員 教育委員会職員(指導主事及び 心理士) 都立特別支援学校教員 専門家(医師、言語聴覚士) その他	1
不登校就学相談 調 整 会 議	八王子市立中学校に在籍し、心理的、 情緒的理由により不適応を起こし不登校 状態になっており特別な支援が必要と思 われる生徒への適切な教育を保障するた め、会議を開催する。 (平成27年 4月 1日 要綱)	13	相談学級設置校校長及び教員 高尾山学園校長、副校長、 課長補佐及び教員 教育支援課長 統括指導主事 指導主事 教育支援課専門幹、主査及び 心理相談員	その職にある期間
生涯学習審議会	教育委員会の諮問に応じ、生涯学習の 振興に必要な調査研究、諸計画の立案を 行うほか、生涯学習施策の事業評価等に ついて審議し、意見を述べる。 (平成19年 3月28日 条例第32号)	13 〔16 以内〕	学校教育及び社会教育関係者 8 学識経験者 3 公募による市民 2	3
学習支援委員	生涯学習活動の支援及び相談、学習情報の収集及び提供、また生涯学習関係団体の連携等、市民の生涯学習の振興を図る。 (平成19年 2月22日 教育委員会規則第4号)	20 (24 以内)	生涯学習関係者 16 公募による市民 4	3
スポーツ推進 審 議 会	教育委員会の諮問に応じ、スポーツ施設及び設備に関して、また指導者の養成・団体の育成等に関して調査審議し、建議する。 (平成19年 3月28日 条例第34号)	14 (15 以内)	市内スポーツ関係者 7 障害者スポーツ関係者 1 学校体育関係者 2 上記以外の学識経験者 2 公募による市民 2	3

名 称	目 的	委員数	委員の構成	任 期
スポーツ推進委員	市民のスポーツの推進に関し、スポーツに対する市民の関心及び理解を深め、スポーツの実技の指導及び助言を行う。また、総合型地域スポーツクラブ等、市民のスポーツ推進のための組織の育成、学校等の教育機関の行うスポーツに関する行事及び事業に協力する。 (平成26年4月23日 教育委員会規則第6号)	35 (49 以内)	市内23地区から原則各地区2名	3
文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じて、文化財の 保存及び活用に関する重要事項を調査審 議し、並びにこれらの事項について教育 委員会に建議する。 (昭和52年 3月15日 条例第6号)	13 〔14 以内〕	文化財に関し広くかつ高い識見 を有する者	3
博物館協議会	八王子市こども科学館及び八王子市郷土 資料館の管理運営に関して調査協議し、 教育委員会に意見を述べる。 (平成19年 3月28日 条例第33号)	10 (10 以内)	学識経験者 6 公募による市民 4	3

^{※ ()} は定数

教育委員会の職員数 平成27年5月1日現在

$\overline{}$						Į	睵	j	Į	娄	¢						1		Þ	7			訳				
	\	彳.	ŕ	1	Į	女			職			技能		务職			行	Ē	女	職	技	能	労	務	職		
		部長・参事・室長	課長	専門幹	課長補佐		副主查	主任	課 順	小計	指導主事	業務副主査	業務主任	課 員	小計	合計	一般行政職	一般行政職(再任用)	一般行政職(任期付)	般行政職(任期付短時間)	土木作業	営繕作業	給食調理	学校用務	技能労務職(再任用)	合計	嘱託員
		2								2					0	2	2									2	
	教育総務課		1			4		9	6	20					0	20	18	1	1							20	2
	学校教育政策課		1	1		1		1	2	6					0	6	5		1							6	
学	施設管理課		1		1	3		12	9	26					0	26	26									26	
学校教育	保健給食課		1			5		7	5	18					0	18	18									18	
育部	教育支援課		1	1		5		6	4	17					0	17	16	1								17	23
ч	指導課		1		1	3		6	3	14	12				0	26	24	2								26	27
	教職員課		1			4		7	5	17					0	17	17									17	1
	学校教育部付					1		10		11					0	11	11									11	
	部 計	2	7	2	2	26	0	58	34	131	12	0	0	0	0	143	137	4	2	0	0	0	0	0	0	143	53
		1								1					0	1	1									1	
4-	生涯学習政策課		1			3		3	4	11					0	11	11									11	1
生涯	スポーツ振興課		1			3		1	5	10					0	10	9	1								10	2
学習ス	スポーツ施設管理課		1	1		3	1	3	2	11		1	3		4	15	10	1			4					15	
ヘポー	学習支援課		1		1	3		5	4	14					0	14	14									14	21
· ツ 部	文化財課		1			4		3	6	14					0	14	12	1	1							14	9
ПI	こども科学館		1	1				5		7					0	7	5	2								7	3
	部 計	1	6	2	1	16	1	20	21	68	0	1	3	0	4	72	62	5	1	0	4	0	0	0	0	72	36
		1								1					0	1	1									1	
	中央図書館		1		1	4		11	5	22					0	22	21	1								22	24
図書	生涯学習センター図書館		1			3		9	2	15					0	15	15									15	16
館 部	南大沢図書館		1			2		3	3	9					0	9	9									9	8
	川口図書館		1			2		3		6					0	6	6									6	5
	部計	1	4	0	1	11	0	26	10	53	0	0	0	0	0	53	52	1	0	0	0	0	0	0	0	53	53
	小 学 校					4		37	35	76		57	100		157	233	40	6		30			71	54	32	233	
	中学校				1	1		5	15	22		10	28		38	60	3	4		15			2	27	9	60	
	合 計	4	17	4	5	58	1	146	115	350	12	68	131	0	199	561	294	20	3	45	4	0	73	81	41	561	142

[※] 指導主事12名の内、6名は市費負担職員(統括指導主事2名、固有指導主事4名)

[※] 学校教育部付は、学校事務職員として学校に勤務(小学校7名、中学校4名)

[※] 学校職員は都費負担職員を除く

[※] この表は、実際の配置ではなく、所属による区分で集計